

24伊市市第161号
平成24年12月25日

.....様

伊達市長 仁志田 昇 司
(公印省略)

特定避難勧奨地点解除後の支援措置について

特定避難勧奨地点指定に伴って措置された支援施策のうち、解除後の取り扱いについて、国等の確認が取れた事項を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、東京電力の賠償については、平成25年3月分までの精神的損害に対する賠償（一人当たり月額10万円）等が行なわれることになっていますが、詳細なご案内については東京電力よりダイレクトメールが送付される予定です。

◆問い合わせ先

- (1) 特定避難勧奨地点の解除について
原子力災害現地対策本部までお問い合わせください。
電話番号 024-521-7835
- (2) 東京電力による賠償について
後日送付されるダイレクトメールをご確認いただいた上で、不明な点がございましたら、東京電力福島原子力補償相談室までお問い合わせください。
電話番号 0120-926-404
- (3) 別紙の各支援策について
別紙に記載の電話番号に詳細をお問い合わせください。



(事務担当)
市民生活課 賠償支援係
TEL 024-575-1126

(別紙)

特定避難勧奨地点解除後の支援措置

(伊達市の担当課・電話番号)

- 1 国民健康保険一部負担金(国保年金課 575-1198)
「国民健康保険一部負担金等免除証明書」のとおり平成25年2月診療分まで免除が継続されます。
- 2 後期高齢者医療一部負担金(国保年金課 575-1198)
「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」のとおり平成25年2月診療分まで免除が継続されます。
- 3 国民健康保険税(国保年金課 575-1198)
「東日本大震災平成24年度国民健康保険税の減免決定通知書」とおり平成25年4月1日までに納期限が設定されている国民健康保険税について減免が継続されます。
- 4 後期高齢者医療保険料(国保年金課 575-1198)
後期高齢者医療保険料減免決定通知書のとおり平成25年4月1日までに納期限が設定されている後期高齢者医療保険料については減免が継続されます。
- 5 介護保険料(高齢福祉課 575-1299)
介護保険料免除決定通知書のとおり平成25年3月分まで免除が継続されます。
- 6 介護保険利用者負担額(高齢福祉課 575-1299)
「介護保険利用者負担額減額免除認定証」のとおり平成25年2月利用分まで免除が継続されます。
- 7 障害福祉サービス利用者負担金(社会福祉課 575-1274)
平成25年3月利用分まで免除が継続されます。
- 8 高速道路利用料(NEXCO 東日本 0570-024-024)
県内 IC 利用の場合に限り平成25年3月31日まで無料が継続されます。
※詳しくは別紙「チラシ」をご覧ください。
- 9 借上げ住宅制度
民間住宅(都市計画課 577-3149)
県営住宅(都市計画課 577-3149)
雇用促進住宅(商工観光課 577-3175)
市営住宅(管理課 577-3147)
平成26年3月31日まで継続して入居可能となっています。
- 10 児童生徒・園児等の通学支援(学校教育課 577-3249)
富成小・小国小・霊山中・掛田幼・神愛幼・三育保育園にバス・タクシーでの送迎は平成25年3月31日まで継続いたします。
平成25年4月以降については検討中です。

回	課長	係長	担当者	係	員
寛					



25伊教学第109号
平成25年1月24日

保護者 各位

伊達市教育委員会教育長 湯田 健一

特定避難勧奨地点指定解除に伴う今後の通学支援について

東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故により、多くの県民が避難を余儀なくされ、また健康不安や風評被害等その影響は計り知れないものとなっています。伊達市におきましても、放射線量が高い市内4地区128世帯が「特定避難勧奨地点」に指定され、市内外に避難をされた世帯も多数ありました。市教育委員会は放射能対策として、富成地区及び下小国地区の児童の通学時の放射線被ばく量の低減のためのスクールバス運行や、「特定避難勧奨地点」から市内に避難をし避難前の学校に通学を希望する児童生徒に対するタクシー送迎の通学支援策を行ってきたところです。

国は、昨年12月14日にモニタリング調査の結果から空間放射線量が低減したとして、伊達市内で指定されていた「特定避難勧奨地点」を解除いたしました。指定解除に伴いこれまで行ってきました通学支援策について、市教育委員会としての今後の方針を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 富成地区、下小国地区のスクールバス運行

現在通学路（市道）を含めたAエリアの除染を進めており、完了時期は本年3月末の予定となっています。しかし国県道の除染は、福島県が発注し完了時期は現在未定とのことから、通学時の放射線被ばくを最小限に抑え、児童や保護者の皆様の安心を確保するため、通学路の除染が全て完了し安全が確認されるまで、平成25年度も当面スクールバスの運行を継続いたします。なお、安全が確認された後スクールバス運行を終了する際は、利用されている保護者に

は改めてご連絡いたします。

2. 「特定避難勧奨地点」からの避難している児童生徒に対するタクシー送迎

Aエリアの除染は本年3月末までに完了することから、避難先より自宅に戻られても影響のないレベルになりますので、タクシー送迎は平成25年3月末をもって終了といたします。

以上の方針につきまして、保護者の中には、まだ不安を抱えている方もいるかと思いますが、通学路の放射線量測定を随時行い、通学時の安全を確保してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

25伊市市第11号
平成25年2月15日

旧特定避難勧奨地点指定世帯 各位

伊達市長 仁志田 昇 司
(公印省略)

特定避難勧奨地点指定解除に伴う相談会の開催について (通知)

東京電力第1原発事故に伴う特定避難勧奨地点は、平成24年12月14日付でその指定が解除になり、該当する世帯には、伊達市及び東京電力より、今後の支援措置と賠償金の支払いについてそれぞれ通知しているところですが、借上げ住宅支援制度などについてご説明させていただきたいと思っております。

つきましては、下記により個別相談会を開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。

また、同会場では、東京電力社員による賠償請求の説明と請求書作成の相談も行われますので、期間内に手続きをされますようお願いいたします。(別紙参照)

記

- 1、開催期間 平成25年2月25日(月)～3月2日(土)
- 2、相談時間 午前9時30分～午後5時
- 3、相談会場 保原中央公民館3階「視聴覚室」

(担当) 市民生活課 賠償支援係
TEL 024-575-1126

※東京電力㈱福島補償相談センター
TEL 024-521-8450

ご被害者の皆さまへ

東京電力株式会社

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられた皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

- 今回、弊社では、これまでの3ヶ月分（平成24年12月～平成25年2月）に加え、平成25年3月の1ヶ月分もあわせてご請求いただける請求書をご用意し、相談会場で直接みなさまに配布させていただきます。
- ご請求いただける方は、伊達市の特定避難勧奨地点に設定された全てのご世帯さまが対象となり、以前のご請求がお済みでない方もご利用いただけます。
- 今回ご用意しました請求書は、帰還の際に必要となるお引越し費用などを定額で前払いさせていただく方式となっており、これまでの請求書と異なります。このため、弊社社員が内容をご説明の上、請求書の記入をお手伝いさせていただきますので、誠に恐縮ですが、開催期間中にご来場いただきますようお願い申し上げます。
- なお、実際のお引越し費用が、定額での賠償金を上回った場合は、差額を改めてご請求いただくことも可能ですので、詳細は相談会において弊社社員よりご説明させていただきます。
- 相談会へご来場される際には、平成24年12月から平成25年2月までにかかった費用で、避難生活に伴う損害賠償としてご請求される領収証等の証明書類も合わせてご持参いただきますようお願いいたします。ご来場いただいたその日のうちに、請求書が完遂できるよう、全力でお手伝いさせていただきます。

引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

特定避難勧奨地点解除後の支援措置

(伊達市の担当課・電話番号)

- 1 国民健康保険一部負担金(国保年金課 575-1198)
国民健康保険加入者で、免除要件に該当する方は平成26年2月診療分まで免除が継続されます。
- 2 後期高齢者医療一部負担金(国保年金課 575-1198)
後期高齢者被保険者で、免除要件に該当する方は、平成26年2月診療分まで免除が継続されます。
- 3 国民健康保険税(国保年金課 575-1198)
「東日本大震災平成24年度国民健康保険税の減免決定通知書」とおり平成25年4月1日までに納期限が設定されている国民健康保険税について減免が継続されます。
- 4 後期高齢者医療保険料(国保年金課 575-1198)
後期高齢者医療保険料減免決定通知書のとおり平成25年4月1日までに納期限が設定されている後期高齢者医療保険料については減免が継続されます。
- 5 介護保険料(高齢福祉課 575-1299)
介護保険料免除決定通知書のとおり平成25年3月分まで免除が継続されます。
- 6 介護保険利用者負担額(高齢福祉課 575-1299)
介護保険要介護(支援)認定者で、免除要件に該当する方は平成26年2月利用分まで免除が継続されます。
- 7 障害福祉サービス利用者負担金(社会福祉課 575-1274)
平成25年3月利用分まで免除が継続されます。
- 8 高速道路利用料(NEXCO 東日本 0570-024-024)
県内IC利用の場合に限り平成25年3月31日まで無料が継続されます。
- 9 借上げ住宅制度
民間住宅(都市計画課 577-3149)
県営住宅(都市計画課 577-3149)
雇用促進住宅(商工観光課 577-3175)
市営住宅(管理課 577-3147)
平成26年3月31日まで継続して入居可能となっています。
- 10 児童生徒の通学支援(学校教育課 577-3249)
富成地区・下小国地区のスクールバスの運行は25年度も当面運行が継続されます。

25伊健国第61号
平成25年2月18日

島93-《証番号》
《世帯主》様

伊達市長 仁志田 昇 司
(公印省略)

国民健康保険一部負担金免除証明書の送付について

このことについて、あなたがお持ちの国民健康保険一部負担金免除証明書は平成25年2月28日をもって免除期間が終了いたします。

このたび、免除期間が平成26年2月28日まで延長されることになりましたので、新たな免除期限を記載した免除証明書を交付します。医療機関の窓口では今回交付しました平成26年2月28日と記載された免除証明書を提示された場合のみ一部負担金が免除となります。今までの証明書では免除されませんので、必ず新しい免除証明書を医療機関にご提示ください。

なお、現在使用している免除証明書は、個人情報に注意して処分いただくか、もしくは来庁した折に窓口へ返還くださるようお願いいたします。

記

1 免除対象費用
一部負担金

2 免除期間
開始日 《認定開始日》 ～ 終了日 H26.2.28

3 免除対象者
《該当者1》 《該当者2》 《該当者3》 《該当者4》 《該当者5》
《該当者6》 《該当者7》 《該当者8》 《該当者9》

4 その他

- (1) 免除認定日以降に医療機関で既にお支払になりました医療費の窓口負担金については申請により還付します。
- (2) 特定健診の自己負担分もお支払いの場合は、市役所の窓口へ申出ください。
- (3) 社会保険に加入したことで国民健康保険の被保険者資格を喪失した場合は速やかに保原庁舎市民生活課又は各総合支所市民担当窓口で資格喪失の届出をして、一部負担金等証明書を返還してください。手続き後の通知の行き違いがありましたらご容赦ください。

(事務担当 健康福祉部国保年金課 給付係 TEL 024-575-1198)

平成25年2月18日

原発事故により警戒区域等からの避難者の方へ

伊達市健康福祉部国保年金課長

東日本大震災による後期高齢者医療一部負担金免除証明書
の送付について

日頃より、医療保険事業にご理解をいただき厚く御礼申しあげます。

さて、貴方様がお持ちの後期高齢者医療一部負担金免除証明書は、平成25年2月28日をもって免除期間が終了いたしますが、このたび、免除期間が平成26年2月28日まで延長されることになりました。

つきましては、平成25年3月1日以降引き続き医療機関等の窓口で一部負担金免除を受けるためには、有効期限が更新された一部負担金免除証明書の提示が必要となりますので、別紙のとおり送付いたします。

3月1日以降受診の際は、被保険者証と合わせて今回お送りしました免除証明書を窓口にて提示いただきますようお願いいたします。

なお、現在使用している一部負担金免除証明書は、個人情報に注意して処分いただくか、もしくは来庁した折に窓口にて返還くださるようお願いいたします。

不明な点などがございましたら、国保年金課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

原発事故により警戒区域等から避難された方

(※警戒区域等とは：警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点)

《免除期限》

平成26年2月28日まで

(お問い合わせ 伊達市 国保年金課 賦課係 575-1198)

25伊市環第72号
平成25年3月7日

様

伊達市長 仁志田 昇 司
(公印省略)

特定避難勧奨地点解除後の支援措置について

特定避難勧奨地点指定に伴って措置された支援施策のうち、解除後の取り扱いについて平成24年12月25日付けでお知らせいたしましたが、その後変更のあった高速道路無料化について、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 高速道路利用料(NEXCO 東日本 0570-024-024)
県内 IC 利用の場合に限り平成26年3月31日まで無料化が継続されます。
(詳細は別紙チラシをご覧ください。)

※なお、特定避難勧奨地点に設定されたことを証する書面について、紛失等による再発行の問合せについては、伊達市環境防災課(575-1197)までご連絡ください。

(事務担当)
境防災課 防災安全係
TEL 024-575-1197